

第百四十二回国 参議院地方行政・警察委員会會議録第十号

平成十年四月十四日(火曜日) 午後零時十分開会

委員の異動

四月九日

辞任

中原 爽君

補欠選任

鈴木 省吾君

四月十日

辞任

国井 正幸君
常田 享詳君
長谷川道郎君
瀬谷 英行君

補欠選任

大木 浩君
上吉原一天君
下稲葉耕吉君
大淵 絹子君

四月十三日

辞任

山口 哲夫君

補欠選任

矢田部 理君

四月十四日

辞任

大木 浩君
下稲葉耕吉君

補欠選任

岩井 國臣君
景山俊太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

衆議院議員

修正案提出者

細田 博之君

自治大臣

上杉 光弘君

政府委員

自治省行政局長

事務局長

常任委員会専門員

入内島 修君

衆議院議員

修正案提出者

細田 博之君

自治大臣

上杉 光弘君

政府委員

自治省行政局長

事務局長

常任委員会専門員

入内島 修君

衆議院議員

修正案提出者

細田 博之君

自治大臣

上杉 光弘君

政府委員

自治省行政局長

事務局長

常任委員会専門員

入内島 修君

衆議院議員

修正案提出者

細田 博之君

自治大臣

上杉 光弘君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(第百四十回国会内閣提出、第百四十二回国会衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○小委員会設置に関する件

○委員長(兼科満治君) ただいまから地方行政・警察委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、大木浩君及び下稲葉耕吉君が委員を辞任され、その補欠として岩井國臣君及び景山俊太郎君が選任されました。

○委員長(兼科満治君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。上杉自治大臣。

○国務大臣(上杉光弘君) ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

御承知のように、近年、さまざまな分野において国際化が急速に進展し、我が国の国際社会において果たすべき役割が増大いたしております。これに伴い、国外に多数の国民が居住することになっております。

これら国外に居住する者につきまして、選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設する必要があると考えます。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、在外選挙人名簿の登録についてであります。引続き三カ月以上国外に住所を有する選挙人で将来国内に住所を定める意思を有すると認められる者は所轄の領事官を経由して最終住所地の市町村の選挙管理委員会に、その者がいづれの市町村の住民基本台帳にも登録されたことがない者等である場合には本籍地の市町村の選挙管理委員会に、在外選挙人名簿の登録の申請をすることができるといたしております。また、市町村の選挙管理委員会は、登録の申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、その者を在外選挙人名簿に登録するとともに在外選挙人証を交付することといたしております。

第二に、在外投票についてであります。在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員または参議院議員の選挙において投票しようとする者は、衆議院議員または参議院議員の選挙の期日の公示または告示の日から原則として選挙の期日前五日までの間に、みずから在外公館の長の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証等を提示して投票しなければならぬこととしております。

また、在外公館における投票を行うことが困難である在外公館の所轄区域内に居住する者は、郵便による投票を行うことができることといたしております。

さらに、在外選挙人名簿に登録された選挙人が帰国したときは、一定の期間、市町村の選挙管理委員会において投票を行うことができることといたしております。

なお、これらの投票は、それぞれ在外選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に送付され、国内での投票とあわせて開票することといたしております。

また、国外に居住する選挙人へ候補者個人に関する情報を伝達することは極めて困難であること等を勘案して、衆議院議員または参議院議員の選挙のうち、当分の間は比例代表選出議員選挙に限って行うことといたしております。

第三に、国外における選挙の公正を確保するため、買収罪、選挙の自由妨害罪、詐偽投票罪、公務員等の選挙運動の制限違反の罪及びこれらに類する罪は、国外においてその罪を犯した日本国民に適用することといたしております。

第四に、国外における選挙という性格にかんがみ、天災等の避けることができない事故等により在外投票を期間内に行うことができない場合の措置等所要の特例を設けることといたしております。

以上のほか、在外選挙人名簿の調製に要する経費等について必要な財政措置を講ずる等の措置を行い、選挙の円滑な執行を図ることといたしております。

以上が公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

以上が公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

以上が公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(藁科満治君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員細田博之君から説明を聴取いたします。細田博之君。

○衆議院議員(細田博之君) 公職選挙法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正につきましては、御説明申し上げます。

衆議院における修正は、在外選挙人名簿の被登録資格を改めるとともに、先国会における公職選挙法改正に伴う所要の修正を行うものであります。その内容は次のとおりであります。

第一に、在外選挙人名簿の被登録資格につきまして、政府原案では、年齢満二十年以上の日本国民で、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き三カ月以上住所を有する者であつて、将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者とされおりましたが、将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者に限るとの要件を削るものであります。

第二に、在外選挙人名簿の様式は、カード式に限らないとするものであります。

第三に、在外選挙人名簿に登録されている者が帰国したときに行う投票の時間を、不在者投票の時間に合わせ、原則として午前八時三十分から午後八時までとするものであります。

以上が衆議院における修正の内容であります。何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(藁科満治君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(藁科満治君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藁科満治君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藁科満治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藁科満治君) 次に、小委員会の設置に関する件を議題といたします。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の運用及び風俗営業に関する制度及び運用等について調査検討するため、小委員九名から成る暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藁科満治君) 御異議ないと認めます。

つきましては、小委員及び小委員長の選任は、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藁科満治君) 御異議ないと認めます。

それでは、小委員に久世公堯君、松村龍二君、朝日俊弘君、有働正治君、高橋令則君、魚住裕一郎君、渡辺四郎君、山口哲夫君及び岩瀬良三君を指名いたします。

また、小委員長に久世公堯君を指名いたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及びその補欠選任、並びに小委員会から参考人の出席要求がありました場合の取り扱いにつきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藁科満治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十分散会

公職選挙法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

公職選挙法の一部を改正する法律

四月九日日本委員会に左の案件が付託された。
一、公職選挙法の一部を改正する法律案(第四百四十回国会提出、衆議院継続審査)

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

「第三十条 (選挙人名簿の再調製)

第四章の二 在外選挙人名簿(第三十条の二)第三

第三十条の二 (在外選挙人名簿)

第三十条の三 (在外選挙人名簿の被登録資格)

第三十条の四 (在外選挙人名簿の登録の申請)

第三十条の五 (在外選挙人名簿の登録)

第三十条の六 (在外選挙人名簿に係る縦覧)

第三十条の七 (在外選挙人名簿の登録に関する

第三十条の八 (在外選挙人名簿の登録に関する

第三十条の九 (在外選挙人名簿の表示及び訂正

第三十条の十 (在外選挙人名簿の抹消)

第三十条の十一 (在外選挙人名簿の修正等に関

第三十条の十二 (在外選挙人名簿に関する文書

第三十条の十三 (在外選挙人名簿の再調製)

第三十条の十四 (在外選挙人名簿の再調製)

第三十条の十五 (在外選挙人名簿の登録に關す

目次中「第三十条 (選挙人名簿の再調製)」を

十条の十五)

異義の申出)

訴訟)

等)

する通知等)

の閲覧等)

る政令への委任)「

に、「第四十二条 (選挙人名簿の登録と投票)」を「第四十二条 (選挙人名簿又は在外

外選挙人名簿の登録と投票」に、「第四十九条（不在者投票）」を
第四十九条の二（在外投票）」に、

「第十六章 罰則（第二百一十一条―第二百五十五条）」を「第十六章 罰則（第二百五十五条）（不在者投票）」に、「第二百五十五条（不在者投票）」を「第二百五十五条の二（不在者投票の罰則の適用）」を「第二百五十五条の三（国

投票の場合の罰則の適用）」に、「第二百六十九条（指定都市に対する本法の適用関係）」を「第二

外投票の場合の罰則の適用）」に、「第二百七十一条の四（再立候補の場合の特例）」を「第二百七十一条の五（在外投票を行わせない場合の取扱い）」に改め

る。

「第四十九条（不在者投票）」を「第四十九条の二（在外投票）」に、

「第二百五十五条（不在者投票）」を「第二百五十五条の二（不在者投票の罰則の適用）」を「第二百五十五条の三（国

投票の場合の罰則の適用）」に、「第二百六十九条（指定都市に対する本法の適用関係）」を「第二

外投票の場合の罰則の適用）」に、「第二百七十一条の四（再立候補の場合の特例）」を「第二百七十一条の五（在外投票を行わせない場合の取扱い）」に改め

る。

「第四十九条（不在者投票）」を「第四十九条の二（在外投票）」に、

「第二百五十五条（不在者投票）」を「第二百五十五条の二（不在者投票の罰則の適用）」を「第二百五十五条の三（国

投票の場合の罰則の適用）」に、「第二百六十九条（指定都市に対する本法の適用関係）」を「第二

外投票の場合の罰則の適用）」に、「第二百七十一条の四（再立候補の場合の特例）」を「第二百七十一条の五（在外投票を行わせない場合の取扱い）」に改め

る。

「第四十九条（不在者投票）」を「第四十九条の二（在外投票）」に、

「第二百五十五条（不在者投票）」を「第二百五十五条の二（不在者投票の罰則の適用）」を「第二百五十五条の三（国

投票の場合の罰則の適用）」に、「第二百六十九条（指定都市に対する本法の適用関係）」を「第二

外投票の場合の罰則の適用）」に、「第二百七十一条の四（再立候補の場合の特例）」を「第二百七十一条の五（在外投票を行わせない場合の取扱い）」に改め

る。

の停止）又は政治資金規正法第二十八条（政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の規定により選挙権を有しない者を除く。で、在外選挙人名簿の登録の申請に

関しその者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその職務を代理する者を含む。以下同じ。）の管轄

区域（在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域として外務省令・自治省令で定める区域をいう。）内に引き続き三箇月以上住所

を有するもの（将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者に限る。）について行

う。

（在外選挙人名簿の登録の申請）」

第三十条の五 前条の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者は、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該資格を有する者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時に

おけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることが

できる。

2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、在外選挙人名簿の登録の申請に

関しその者の住所を管轄する領事官（当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として外務省令・自治省令で定める地域にあつては、外務省令・自治省令で定める者。以下この章において同じ。）を経由してし

なければならない。

3 前項の場合において、領事官は、政令で定めるところにより、第一項の規定による申請書に

その申請をした者の資格に関する意見を付し、直ちに、当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該申請をした者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の

時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に交付しなければならない。

（在外選挙人名簿に係る縦覧）」

第三十条の七 市町村の選挙管理委員会は、毎年四回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際、政令で定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官（当該在外選挙人名簿に登録した者に係る第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請）第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいう。以下この項において同じ。）の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出)
第三十条の八 第二十四条(異議の申出)第一項及び第二項の規定は、在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。

2 行政不服審査法第十五条(審査請求書の記載事項)第一項第一号から第四号まで、第六号及び第四項、第二十一条(補正)、第二十五条(審理の方式)、第二十六条(証拠書類等の提出)、第三十一条(職員による審理手続)、第三十六条(手続の併合又は分離)、第三十九条(審査請求の取下げ)並びに第四十四条(証拠書類等の返還)の規定は、前項において準用する第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

3 第二十四條(争訟の提起と処分)の執行)の規定は、第一項において準用する第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

(在外選挙人名簿の登録に関する訴訟)
第三十条の九 第二十五条(訴訟)第一項から第三項までの規定は、在外選挙人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第三十条の八(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出)第一項において準用する前条第二項」と、「七日」とあるのは「七日(政令で定める場合には、郵送に要した日数を除く。）」と読み替えるものとする。

2 第二十三條(争訟の処理)、第二十四條(争訟の提起と処分)の執行)及び第二十九條(選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用)第一項の規定は、前項において準用する第二十五条第一項及び第三項の訴訟について準用する。この場合において、第二十九條第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二十七條(当選の効力に関する訴訟)若しくは第二十八條(当選の効力に関する訴訟)の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二十条(当選の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二十一条(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による

公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止の訴訟)の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求と若しくは第二十八條の規定によりこれを争う請求」とあるのは、「一の縦覧に係る在外選挙人名簿への登録又は在外選挙人名簿からの抹消に關し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

第三十条の十 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第十一条(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項若しくは第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)若しくは政治資金規正法第二十八条(政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定により選挙権を有しなくなったこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号又は第三号までに掲げる場合に該当するときから第四号までに掲げる場合に該当するとき、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

四 将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者でなくなつたことを知つたとき。

(在外選挙人名簿の修正等に関する通知等)

第三十条の十二 市町村は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村の在外選挙人名簿に登録されているもの(以下この項において「他市町村在外選挙人名簿登録者」という。)について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し若しくは職権で戸籍の記載をした場合又は戸籍の附票の記載、消除若しくは記載の修正をした場合において、当該他の市町村の選挙管理委員会において在外選挙人名簿の修正若しくは訂正をすべきこと若しくは当該他市町村在外選挙人名簿登録者を在外選挙人名簿から抹消すべきこと又は当該他市町村在外選挙人名簿登録者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 第二十九條(通報及び閲覧等)の規定は、在外選挙人名簿に登録される資格の確認に関する通報、在外選挙人名簿の抄本の閲覧その他便宜の供与及び在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

(在外選挙人名簿に関する文書の閲覧等)

第三十条の十三 領事官は、当該領事官を経由して在外選挙人証を交付された者についてその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名及び当該登録されている者の氏名その他の在外選挙人名簿の記載内容に関する事項を記載した政令で定める文書を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

(在外選挙人名簿の再調製)

第三十条の十四 第三十条(選挙人名簿の再調製)の規定は、在外選挙人名簿の再調製について準用する。

(在外選挙人名簿の登録に関する政令への委任)

第三十条の十五 第三十条の四(在外選挙人名簿の被登録資格)から前条までに規定するもののほか、第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第一項の規定により在外選挙人名簿の登録の申請をした者が将来国内に住所を定める意思を有する者であるかどうかの判定その他の在外選挙人名簿の登録に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の見出し及び同条第一項本文中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「到る」を「至る」に改め、同条第二項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、「次条」を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(在外投票)

第四十九条の二 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で定めるものを除く。)で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものは、政令で定めるところにより、第四十四条(投票所)において投票)第四十八條(投票の記載事項及び投票)第一項から第三項まで、第四十八條(代理投票)及び前条の規定にかかわらず、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前五日(投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合は、あらかじめ自治大臣が外務大臣と協議して指定する日)までの間(あらかじめ自治大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く。)に、自ら在外公館の長(自治大臣が

外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く。の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証及び旅券その他の政令で定める文書を提示して投票をしなければならぬ。この場合においては、第四十五条(投票用紙の交付及び様式)第一項及び次条の規定は、適用しない。

2 前項の選挙人が在外公館の長の管理する投票を記載する場所において投票をすることが著しく困難であるものとして政令で定めるものの投票については、政令で定めるところにより、同項前段の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により行わせることができる。

3 第一項の選挙人の投票については、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第一項前段の規定にかかわらず、政令で定める期間、市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所において行わせることができる。

第五十五条中「除く外」を「除くほか」に、「及び選挙人名簿又はその抄本」を「選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第五十六条中「及び選挙人名簿又はその抄本」を「選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第九十四条第一項及び第九十五条中「選挙運動」の下に「(専ら第四十九条の二(在外投票)の規定による投票に関する投票運動で、国外においてするものを除く。)」を加える。

第二百三十六条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

第二百四十七条中「超えて選挙運動」の下に「(専ら第四十九条の二(在外投票)の規定による投票に関する投票運動で、国外においてするものを除く。)」を加える。

(在外投票の場合の罰則の適用)
第二百五十五条の二 第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第二項及び第三項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請の理由に係る事務、第四十九条の二(在外投票)第一項に規定する在外投票に係る事務その他のこの法律及びこの法律に基づく命令により在外公館の長に属させられた事務に従事する在外公館の長及び職員並びに第三十条の五第二項及び第三項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請の理由に係る事務に従事する者は、第三百三十六條(特定公務員の選挙運動の禁止)第一号、第二百一十一條(買収及び利害誘導罪)第二項、第二百一十六條(職権濫用による選挙の自由妨害罪)、第二百一十七條(投票の秘密侵害罪)及び第二百一十七條(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)第四項に規定する選挙管理委員会の職員とみなして、この章の規定を適用する。

4 第四十九条の二第三項の規定による投票については、その投票を管理すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者(第二百二十九條に規定する投票管理者に限る。)と、その投票を記載すべき場所は投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

(国外犯)
第二百五十五条の三 第二百一十一條(買収及び利害誘導罪)、第二百一十二條(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第二百一十三條(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)、第二百一十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)、第二百一十四條の二(おとり罪)、第二百一十四條の三(候補者の選定に関する罪)第一項及び第二項、第二百一十五條(選挙の自由妨害罪)、第二百一十六條(職権濫用による選挙の自由妨害罪)、第二百一十七條(投票の秘密侵害罪)、第二百一十八條(投票干渉罪)第一項、第二百一十九條(選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等)、第二百一十九條(多数の選挙妨害罪)、第二百一十九條(凶器携帯罪)第一項、第二百三十一條(凶器携帯罪)第一項、第二百三十二條(投票所、開票所、選挙会場等における凶器携帯罪)、第二百三十四條(選挙犯罪の煽動罪)、第二百三十五條(虚偽事項の公表罪)、第二百三十五條の五(氏名等の虚偽表示罪)、第二百三十五條の六(あいさつを目的とする有料広告の制限違反)第二項、第二百三十七條(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)、第二百三十七條の二(代理投票における記載義務違反)、第二百三十八條(立会人の義務を怠る罪)、第二百三十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一項(第三百三十七條の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る。)、第二百三十九條の二(公務員等の選挙運動等の制限違反)第二項、第二百四十一條(選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止)第二百三十六條(特定公務員の選挙運動の禁止)の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る。)、第二百四十六條(選挙運動に関する収入及び支出の規制違反)第三号及び第五号並びに第二百五十條(懲役又は禁錮及び罰金の併科、重過失の処罰)第二項(重大な過失により)、第二百四十六條(第三号及び第五号に限る。の罪を犯した者に係る部分に限る。の罪は、刑法第三条の例に従う。)

第二百六十三條第四号の次に次の二号を加える。

四の二 在外選挙人名簿及び在外選挙人証の調製並びに在外選挙人証の交付に要する費用

四の三 第四十九条の二(在外投票)第二項又は第三項の規定により行われる投票に関する費用

第二百六十九條の次に次の一条を加える。

(選挙に関する期日の国外における取扱い)
第二百六十九條の二 この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する期日の国外における取扱いについては、政令で定める。

第二百七十条中「基く」を「基づく」に、「第二百九十九條第三項(選挙人名簿の修正に関する調査の請求)の規定による選挙人名簿を」第二百九十九條(通報及び閲覧等)第三項の規定又は第三十条の十二(在外選挙人名簿の修正等に関する通知等)第二項において準用する第二十九条第三項の規定による選

挙人名簿又は在外選挙人名簿」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四十九條の二（在外投票）第一項の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時間内に行わなければならない。

第二百七十一條の二の見出しを「不在者投票等の時間」に改め、同条第一項中「前条を」前条第一項に改め、「する行為」の下に「及び第四十九條の二（在外投票）第三項の規定による投票に關し市町村の選挙管理委員会の委員長に対してする行為」を加え、同条第二項中「前条を」前条第一項に改め、「する行為」の下に「及び第四十九條の二第三項の規定に關し市町村の選挙管理委員会の委員長に対してする行為」を加える。

第二百七十一條の四の次に次の一条を加える。
（在外投票を行わせることができない場合の取扱い）

第二百七十一條の五 第四十九條の二（在外投票）第一項の規定による投票を同項に定める期間内に行わせることができないときは、更に投票を行わせることは、しないものとする。

附則第三項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。
附則に次の三項を加える。

6 政令で定める日前に住民基本台帳に記録されたことがある者であつて、同日以後いづれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものに対するこの法律の適用については、第三十條の五第一項中「最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該資格を有する者が、いづれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）」とあり、及び同条第三項中「当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該申請をした者が、いづれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）」とあるのは「申請の時

におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会」と、第三十條の七第一項中「領事官をいう。以下この項において同じ」とあるのは「領事官をいう」と、「最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録された者がいづれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）」とあるのは「及び生年月日」とする。

7 当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に關する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第十一條第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対するこの法律の適用については、第十一條第三項中「市町村長は、その市町村に本籍を有する者で」とあるのは、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に關する法律（昭和五十七年法律第八十五号）以下「特別措置法」という。第十一條第一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、第三十條の五第一項及び第三項中「申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時ににおける特別措置法第十一條第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」と、第三十條の十二第一項中「市町村長は、その市町村に本籍を有する者で」とあるのは「特別措置法第十一條第一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、前項の規定により読み替へて適用される第三十條の五第一項及び第三項中「申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時ににおける特別措置法第十一條第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」とする。

8 当分の間、この法律の適用については、第三十條の三第三項中「一以上の投票区」とあるのは「投票区」と、第三十條の六第二項、第三十條の七第一項、第四十九條の二第一項及び附則第六

項の規定により読み替へて適用される第三十條の七第一項中「衆議院議員又は参議院議員の選挙」とあるのは「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙」と、第四十二條第一項中「登録されていない者」とあるのは「登録されていない者（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙については、選挙人名簿に登録されていない者）」と、第九十九條第四項、第九十九條第五項及び第二百四十七條中「選挙運動（専ら第四十九條

票）」に、「第四十九條（不在者投票）」を「第四十九條の二（在外投票）」に、「第二百六十九條（指定都市に対する本法の適用関係）」を「第二百六十九條の二（選挙に関する期日の国外における取扱い）」に、「第二百七十一條の四（再立候補の場合の特例）」を「第二百七十一條の五（在外投票を行わせることができない場合の取扱い）」に改める部分に限る。、第四章の次に一章を加える改正規定（第三十條の六第二項に係る部分に限る。）、第四十二條及び第四十九條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、第五十五條、第五十六條、第九十九條第四項、第九十九條第五項及び第二百四十七條の改正規定、第十六章中第二百五十五條の次に二條を加える改正規定（第二百五十五條の二第二項から第四項までに係る部分及び第二百五十五條の三（第二百二十七條、第二百二十八條第一項、第二百二十九條、第二百三十二條、第二百三十七條、第二百三十七條の二及び第二百三十八條に係る部分に限る。）、に

係の部分に限る。）、第二百六十三條第四号の次に二號を加える改正規定（第四号の三に係る部分に限る。）、第二百六十九條の次に一條を加える改正規定、第二百七十一條の次に一條を加える改正規定（第四十九條の二第一項の規定による投票に關する部分に限る。）、第二百七十一條の四の

次に一條を加える改正規定並びに附則に三項を加える改正規定（附則第八項第三十條の三第三項に係る部分を除く。）、に係る部分に限る。並びに附則第七條中漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四條の改正規定（並びに第二百五十二條の三を）、第二百五十二條の三、第二百五十五條の二並びに第二百五十五條の三に改める部分及び「第二百七十一條本文」を「第二百七十一條第一項本文」に改める部分を除く。）、附則第八條中中国會議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律（昭和二十五年法律第七十九号）第十三條第八項及び第九項並びに第二十條の改正規定並びに同法附則に二項を加える改正規定（同法附則第四項（同法第十七條第一項に係る部分を除く。）、に係る部分に限る。）並びに附則第九條中農業委員会等に關する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一條の改正規

の二（在外投票）の規定による投票に關してする選挙運動で、国外においてするものを除く。』とあるのは「選挙運動」とする。

附則
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（第四十二條（選挙人名簿の登録と投票）を「第四十二條（選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票）」に改める部分に限る。）、第四章の次に一章を加える改正規定（第三十條の六第二項に係る部分に限る。）、第四十二條及び第四十九條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、第五十五條、第五十六條、第九十九條第四項、第九十九條第五項及び第二百四十七條の改正規定、第十六章中第二百五十五條の次に二條を加える改正規定（第二百五十五條の二第二項から第四項までに係る部分及び第二百五十五條の三（第二百二十七條、第二百二十八條第一項、第二百二十九條、第二百三十二條、第二百三十七條、第二百三十七條の二及び第二百三十八條に係る部分に限る。）、に

係の部分に限る。）、第二百六十三條第四号の次に二號を加える改正規定（第四号の三に係る部分に限る。）、第二百六十九條の次に一條を加える改正規定、第二百七十一條の次に一條を加える改正規定（第四十九條の二第一項の規定による投票に關する部分に限る。）、第二百七十一條の四の

次に一條を加える改正規定並びに附則に三項を加える改正規定（附則第八項第三十條の三第三項に係る部分を除く。）、に係る部分に限る。並びに附則第七條中漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四條の改正規定（並びに第二百五十二條の三を）、第二百五十二條の三、第二百五十五條の二並びに第二百五十五條の三に改める部分及び「第二百七十一條本文」を「第二百七十一條第一項本文」に改める部分を除く。）、附則第八條中中国會議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律（昭和二十五年法律第七十九号）第十三條第八項及び第九項並びに第二十條の改正規定並びに同法附則に二項を加える改正規定（同法附則第四項（同法第十七條第一項に係る部分を除く。）、に係る部分に限る。）並びに附則第九條中農業委員会等に關する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一條の改正規

定（第三十條の六第二項に係る部分に限る。）、第四十二條及び第四十九條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、第五十五條、第五十六條、第九十九條第四項、第九十九條第五項及び第二百四十七條の改正規定、第十六章中第二百五十五條の次に二條を加える改正規定（第二百五十五條の二第二項から第四項までに係る部分及び第二百五十五條の三（第二百二十七條、第二百二十八條第一項、第二百二十九條、第二百三十二條、第二百三十七條、第二百三十七條の二及び第二百三十八條に係る部分に限る。）、に

法第四十九条」とあるのは「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十九条」と、「不在者投票若しくは同法第四十九条の二第二項若しくは第三項の規定による在外投票」とあるのは「不在者投票」と、「同法第四十九条第二項」とあるのは「同条第二項」と、第十七条第一項中「及び第十三条の三から第十五条まで」とあるのは「第十四条及び第十五条」と、第二十条第一項中「この法律(第十三条第八項を除く。）」とあるのは「この法律」とし、第三条第十九号、第十三条の三及び第二十條第二項の規定は、適用しない。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第九条 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の表以外の部分中「第四十六条の二」の下に、「第四十九条の二」を加え、「並びに第二百五十二条の三を」、「第二百五十二条の三、第二百五十五条の二並びに第二百五十五条の三」に、「第二百七十条本文を」第二百七十条第一項本文」に〇改める。
〇、「不在者投票の時間」を「不在者投票等の時間」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

(戸籍の附票の記載事項の特例等)

第十七条の二 戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録された市町村名を記載しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき、又は同法第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録され、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。